

利用定員の設定について

「認可定員」とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については加古川市が、それぞれ認可を行っています。

「利用定員」とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

市が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議で意見聴取を行うものとされています。

以下の施設・事業所は、現在、兵庫県及び加古川市と認可に向けた協議を行っているところであり、設置認可後、加古川市が確認を行う際に設定する利用定員の案について、当会議で意見聴取を行うものです。

(1) 平成29年4月1日付け認可（予定）に伴う利用定員の設定（案）

施設類型の変更、認可外保育施設からの認可や新設に伴い、設定する利用定員（案）は次のとおりです。

（単位：人）

提供区域	施設・事業所名等				利用定員数 ※（）は利用定員増減予定数			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定	2号認定	3号認定	合計
A	私	認定こども園	認定こども園孔雀保育園	野口町北野 161	45 (6)	45 (12)	30 (10)	120 (28)
A	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 ピュアキュービットこども園	平岡町山之上 32	15 (15)	54 (4)	26 (-4)	95 (15)
A	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 ピュアキッズこども園	平岡町山之上 115-1	15 (15)	60 (0)	35 (0)	110 (15)
A	私	保育所	第1かくりん保育園	尾上町安田 872		25 (25)	15 (15)	40 (40)
A	私	保育所	平岡保育園	別府町別府 641		39 (39)	11 (11)	50 (50)
A	私	保育所	あおば保育園	加古川町河原 228-1		36 (36)	24 (24)	60 (60)
B	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 加古のみやこども園	神野町西条 481	10 (10)	80 (4)	40 (6)	130 (20)
C	公	認定こども園	しかたこども園	志方町志方町 1721	70 (0)	44 (0)	16 (0)	130 (0)
全域	利用定員増減予定数合計				46	120	62	228

(2) 参考

平成 28 年度第 1 回加古川市子ども・子育て会議（平成 28 年 6 月 12 日開催）にて意見聴取した利用定員の設定に関する案件は次のとおりです。

①平成 28 年 7 月 1 日付け認可（予定）に伴う利用定員の設定（案）

（単位：人）

提供区域	施設・事業所名等				利用定員数 ※（）は利用定員増減予定数			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定	2号認定	3号認定	合計
A	私	事業所内	チャイルドハート保育サロン 加古川園	加古川町溝之口 73-9			19 (19)	19 (19)
全域	利用定員増減予定数合計						19	19

②平成 28 年 10 月 1 日付け認可・認定（予定）に伴う利用定員の設定（案）

（単位：人）

提供区域	施設・事業所名等				利用定員数 ※（）は利用定員増減予定数			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定	2号認定	3号認定	合計
A	私	認定こども園	認定こども園ちいろば保育園	加古川町大野 862	9 (9)	43 (43)	9 (9)	61 (61)
全域	利用定員増減予定数合計				9	43	9	61